

再意見書

平成24年3月1日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめ ほん ごう
住所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏名 KDDI 株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし
代表取締役 社長 田中 孝司

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年1月23日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

項目	意見提出者	該当部分	当社再意見
災害特別損失の扱いについて	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	弊社共としましては、震災対応とはいえ、接続料規則に規定がないものを内容の精査を実施することなく、接続料へ算入することを性急に許可することは早計であると考えます。まずは接続料規則第 3 条の許可の申請を行い、接続料原価への算入の是非について議論を尽くした上で対応を行うことが本来あるべき姿と考えます。	今回の申請案における総務省の審査結果において一部保留となっている災害特別損失の扱いについては、接続料に算入されているコスト内容の透明性を確保し、その適正性について厳格に検証すべきです。
乖離額調整制度について	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	将来原価方式は、申請者である NTT 東西殿が自らの情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方法であり、予測と実績との乖離は将来予測を行った申請者自らが責任を負うべきものであるため、乖離額調整制度は本来認められるべきものではありません。	現状は、7 割超 ¹ のシェアを占める NTT 東・西の利用動向によって接続料水準が左右される構造となっているため、乖離額調整制度を適用することは、競争事業者にとっては事業の予見性を著しく欠く状態を招いており、実質的に実績原価方式を採用することと同等になっています。乖離額調整制度を実施しない、本来の将来原価方式に速やかに戻すべきです。 現行のように特例で乖離額調整を適用する場合、接続事業者による事業の予見性を高めるため、コストの予測値に対する実績については補正申請まで一切公表しないというのではなく、一定期間毎に公表し、接続事業者側において予見性を確保できるようにすべきです。
	イー・アクセス株式会社	将来原価方式における乖離額調整制度については、NTT 東西殿のコスト削減インセンティブが働かないこと、接続事業者のコスト予見性が担保されず、利用者料金低廉化の妨げとなりうることから、制度の廃止又は見直しを検討すべきと考えます。 乖離額調整制度は、本来 NTT 東西殿が負担すべきである需要予測と実績の乖離による収益のブレに対するリスクを接続事業者によってリスクヘッジしている構造的問題点があり、NTT 東西殿の採算性を担保すると共にコスト削減のインセン	

¹『総務省』平成 23 年 12 月 16 日「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ(平成 23 年度第 2 四半期(9 月末))」公表

		<p>タイプを排除するものでしかありません。</p> <p>一方、接続事業者にとっては、NTT東西殿とは反対にコスト予見性が働かないことから事業運営上の不確定要素となり、利用者料金設定においても接続料の変動リスクによる採算性の悪化を考慮する必要がある等、NTT東西殿との公正競争環境が担保されているとは言い難い状況にあります。</p>	
光の利活用促進に係る課題について	日本電信電話株式会社	<p>現状の戸建て向け光サービスのユーザ料金が月5千円程度であることに対し、その構成要素の一つである加入光ファイバの接続料は3千円台であることから、その点だけにおいても既に光サービスへの参入は可能であり、現にKDDI様はNTT東西から加入光ファイバを借りて光サービスを展開しており、全国にエリア拡大をしているところです。</p> <p>具体的には、シェアドアクセス方式の加入光ファイバにおいて、最大8ユーザ(分岐)まで収容が可能である中で、2~3ユーザの利用があればADSL並み料金の実現も可能な水準です。現に、KDDI様は既に平均2~3程度のユーザを獲得しているところです。</p> <p>(中略)</p> <p>また、接続委員会において、OSU専用の光ファイバ接続料の追加メニューを想定した例示として「エントリーメニュー」が挙げられました。しかしながら、自ら設備を構築して光サービスを提供している事業者やNTT東西から加入光ファイバを借りて光サービスを提供している事業者様とNTT東西との間で、現行の接続形態及び接続料水準で既に競争は十分に機</p>	<p>ブロードバンド普及の更なる推進にあたっては、設備競争とサービス競争のバランスを取りながら、NTT 東・西と競争事業者が公正に競争できる環境が必要です。そのためには、接続料水準の低廉化のみならず、NTT 東・西が保有するボトルネック設備の利用においても、国民のブロードバンドの利活用促進の観点から自治体や接続事業者が利用しやすいよう、線路敷設基盤の利用環境の整備を進めることが重要と考えます。</p> <p>具体的には、前回の弊社意見のとおり、NTT 東・西は当然の責務として次の点について確実に実施すべきです。</p> <p>① 光配線区画の適正化</p> <p>今回、NTT 東・西が提案している新たに配線区画を設定する案は、システム開発費が個別負担となっているなど同等性確保の点で不十分です。全ての事業者が、配線区画を競争が有効に機能する形態で利用できるよう、NTT 東・西においては既存の配線区画を早期に適正化する必要があります。</p> <p>② コロケ、中継ダークのリソース枯渇解消</p>

		<p>能していることは前述の通りです。</p>	<p>シェアド方式によってエリア展開を図るために必要なコロケや中継ダークに関しては、長期間 D ランクとなっているビル・区間のリソース枯渇解消を早期に図る必要があります。</p> <p>なお、2/16 の接続委員会において提案されている「エントリーメニュー」案については、設備競争を阻害しないような料金水準や非競争地域に限定した適用を前提としたものと理解していますが、エントリーメニューの導入如何にかかわらず、光の競争促進にあたっては、上述の既存の配線区画の適正化やリソース枯渇問題の解消といった競争環境の整備が必要不可欠です。</p> <p>そのため、総務省においては、接続委員会等の公の場において、NTT 東・西の報告に基づく配線区画の適正化状況等について四半期毎に検証を実施し、その結果、光の普及促進を図るための競争環境の整備が不十分な場合には、ダークファイバの競争ルールの適切な見直しをただちに行うべきと考えます。</p>
--	--	-------------------------	---

以上